

# 高齢者支援課だより

令和2年4月16日

第4号

地域包括支援センター  
通所事業所  
訪問介護事業所

御中

新型コロナウイルス感染症に係る小平市介護予防・日常生活支援総合事業の  
臨時的な取扱いについて

日頃から小平市の介護保険事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時的な取扱いについて、小平市日常生活支援総合事業においても以下の点に留意して対応していただきますようお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、令和2年2月24日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」に示された取扱いと同様の取扱いとします。

なお、総合事業においてはサービス提供時間数による単位設定を想定していないため、1回あたりの単位での算定とします。

2. ~~令和2年4月7日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」に示された取扱いと同様に、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定を可とします。~~

~~なお、総合事業においてはサービス提供時間数による単位設定を想定していないため、1回あたりの単位での算定とします。~~

~~電話によるサービス提供を行う際は、事前に利用者及び利用者家族の意向を十分確認し、同意を得てください。電話により確認した事項について、記録を残しておいてください。また、この算定に関し、利用者負担額を利用者から徴収しない取扱いは不可とします。~~

3. 訪問系事業所における事業の取扱いについては、感染症対策を再度徹底していただき、可能な限りサービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。  
なお、感染症対策の再徹底については介護保険最新情報などをご確認ください。

**【問合せ先】**

小平市健康福祉部 高齢者支援課

給付指導担当：042-346-9595

地域支援担当：042-346-9539